

仕 様 書

この仕様書は、以下に記載する料金徴収事務全てに適用する。指定管理者（以下「乙」という。）は、契約書及びこの仕様書に基づき信義を重んじ誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

- 1 委託業務名 和歌山市営市駅前自転車駐車場に係る駐車料金等の徴収事務
- 2 対象施設 和歌山市営市駅前自転車駐車場（和歌山市屏風丁17番地）
- 3 業務内容

（1）駐車料金徴収に関する業務

乙は徴収事務の処理については、和歌山市営自転車等駐車場条例（昭和58年条例第13号）及び和歌山市営自転車等駐車場条例施行規則（昭和58年規則第50号）を遵守しなければならない。

ア 乙は、和歌山市営自転車等駐車場条例及び和歌山市営自転車等駐車場条例施行規則に基づき徴収した駐車料金は、原則徴収した翌日（翌日が休日の場合は金融機関の次の営業日）に払込書兼領収証書により、和歌山市（以下「甲」という。）の指定する金融機関へ入金すること。ただし、入金時の硬貨の数が50枚を超え、金融機関の手数料がかかる場合は、駐車料金の徴収から入金までの期間を最長7日まで延長できるものとする。

イ 保管することとなる現金等の管理は確実に行わなければならない。

ウ 必要なつり銭、両替用金銭を用意し、支払、両替等に対応しなければならない。また、つり銭、両替用金銭は乙が予測し準備しなければならない。なお、過金については甲の収入、不足金については乙の責任とするので、過不足金の取扱いについて十分留意し、過不足金の帳簿をつけ、出入を管理しなければならない。

4 委託業務の報告事項

乙は、売上報告書をその都度甲に提出するものとする。なお、以下に挙げる事項については、速やかに甲の指示を仰ぐものとする。

- （1）徴収した料金を亡失その他の事由により納入できなかった場合
- （2）徴収すべき料金を徴収できなかった場合
- （3）その他特に重要と認められる事項

5 従業員の人員及び届出

- （1）乙は、あらかじめ業務に従事する従業員の氏名及び分担等を、書面にて甲に届け出ること。従業員の変更があった場合も同様とする。
- （2）甲は、乙の従業員で業務の履行上著しく不適格と認められる者があった場合には、その理由を明示し必要な措置を求めることができる。この場合、乙は速やかに業務に支障のないよう必要な措置をとらなければならない。

6 有効期間

この仕様書の有効期間は、契約書の有効期間とする。

7 疑義

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、甲が乙の意見を聞き指示するものとする。変更が生じたときは、必ず甲へ報告し了承を得なければならない。